

平成30年度 第2回 上野原市都市計画審議会の記録

1. 都市計画審議会の概要

日時：平成31年1月11日（金）午後3時00分～5時

会場：総合福祉センター ふじみ 2階 会議室C

□次 第

1. はじめのことば
2. 会長あいさつ
3. 建設経済部長あいさつ
4. 議 事
 - 1) 都市再生整備計画事業事後評価について
(上野原こども園、総合福祉センター、上野原駅周辺)
 - 2) 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の改正について
(コモアしおつ地区地区計画の追加)
5. その他
 - 1) 次回会議の予定
6. おわりのことば

□配布資料

1. 都市計画審議会次第
2. 都市再生整備計画事業事後評価に関する現地視察及び会議について
3. 上野原市都市再生整備計画 事後評価について（資料1）
4. 都市再生整備計画 事後評価 『都市再生整備計画とは』（資料2）
5. 都市再生整備計画 事後評価 『事後評価とは』（資料3）
6. 都市再生整備計画 事後評価シート（案）について（資料4）
7. 都市再生整備計画 事後評価シート（原案）本町地区（地方都市リノベーション事業）（様式2）
8. 都市再生整備計画 事後評価シート（原案）島田地区（地方都市リノベーション事業）（様式2）
9. 都市再生整備計画事後評価 事前意見シート提出のお願い
10. 要望書（コモアしおつ地区整備計画の条例化について）
11. コモアしおつ地区地区整備計画の条例化の要望書について（回答）
12. 上野原市地区計画の地区内における建築物の制限に関する条例にコモアしおつ地区地区計画を加えることについて（諮問）
13. 上野原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（改正案）

出席者（○は出席）

○識見を有する者（1号）	中井 道夫	
○ "	飯島 勤	
○ "	大山 勲	
○ "	武藤 慎一	
・ "	小坂 恭一	
○ "	中田 無双	
・ "	清水 範男	
○ "	佐藤 満	
・ "	堂本 隆司	
○市議会議員（2号）	鷹取 偉一	
○ "	小俣 修	
・ "	東山 洋昭	
○山梨県職員（3号）	雨宮 一彦	代理：有泉 修
○ "	塩入 栄	代理：松川 勉
○市民代表（3号）	渡邊 英治	
○ "	波多野裕明	

◆事務局

○建設経済部	部長	天野 幾雄
○都市計画課	課長	後藤 学
○都市計画課	計画担当リーダー	中村 慎
○都市計画課	計画担当	井上 将寿
○都市計画課	計画担当	久田 真弘
○都市計画課	駅周辺整備推進担当リーダー	曾根 剛
○都市計画課	駅周辺整備推進担当	山下 学
○企画課	特命地方創生担当リーダー	水越 智徳
○福祉課	福祉施設担当リーダー	卯月 正一郎
○福祉課	福祉施設担当	小林 良文
○玉野総合コンサルタント株式会社		平田 雅也、木村 裕蔵

* 敬称略、順不同

2. 発言要旨

(事務局 都市計画課長)

- ・施設の現地視察お疲れ様でした。ただいまより、平成30年度第2回上野原市都市計画審議会をはじめさせて頂く。
- ・私は、本日の進行を務めさせて頂く、都市計画課長の後藤である。よろしくお願いしたい。
- ・本日の出席人数について、委員16名のうち4名の欠席で12名の出席となっていて、行政機関につきましては、富士・東部建設事務所長の雨宮委員と、富士・東部農務事務所長の塩入委員が所用のため、富士・東部建設事務所からは有泉事務次長、富士・東部農務事務所から松川課長が代理出席となっているので、よろしくお願いしたい。
- ・お手元の次第に従って、進めさせて頂く。

1. はじめのことば

(飯島会長職務代理者)

- ・今年もよろしくお願い致します。
- ・本日は、寒い中の現地視察お疲れ様でした。
- ・今から会議を開始するのでよろしくお願いしたい。

2. 会長あいさつ

(中井会長)

- ・明けましておめでとうございます。
- ・寒い中、2時間近くの現地視察お疲れ様でした。
- ・本日は、1つ目の議題である都市再生整備計画事業の事後評価ということで、現地視察を行った3つの施設についての意見交換、2つ目は、コモアしおつ地区地区計画についての議題がある。
- ・本日は、会議開始が午後3時からであるので、会議がスムーズに進行できるように委員の皆様のご協力をお願いしたいと思う。

3. 建設経済部長あいさつ

(建設経済部長)

- ・新年、明けましておめでとうございます。
- ・本日は、平成30年度第2回上野原市都市計画審議会にご出席を賜り、お礼申し上げます。皆様には、日頃より上野原市発展のため、市政運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
- ・本日は、寒い中、上野原市総合福祉センター、上野原こども園、上野原駅周辺南口ロータリーや昇降施設棟などの現地施設、大変お疲れ様でした。
- ・視察を行った施設は、国の都市再生整備計画事業を活用し整備した施設であるため、この事業が計画どおりに建設され、活用されているか事後評価を行い、国へ報告する必要がある。事後評価については、既に行政側で行い、配付した資料のとおり事後評価の案を示させて頂いている。
- ・都市計画審議会の委員の皆様は、多様な分野に精通された方々の集まりであり、作成した事後評価が適正なものとなっているか確認して頂くのに適任と考えられるので、この度の確認をお願いしているところである。
- ・また、2つ目の議題である市の地区計画区域内における建築物の制限に関する条

例の改正についても、時間の無い中、意見を頂戴することとなるが、よろしくお願い申し上げます。

- ・多くの議題について、協議・検討頂くこととなるが、上野原市の都市計画行政の発展のため、協力を頂きますようお願いを申し上げ、簡単ではあるがあいさつとさせて頂く。

(事務局 都市計画課長)

- ・議事に入る前に事務局側の職員紹介をさせて頂く。

●事務局職員の紹介を行った。

- ・本日の会議に、使用する配布資料の確認をさせて頂く。

●配布資料の確認を行った。

4. 議 事

(事務局)

- ・これより議事に入りたいと思う。
- ・上野原市都市計画審議会条例第5条により、中井会長に議長をお願いする。

(会長)

- ・次第に従い、進めて参りたいと思う。
- ・本日の議題としては、都市再生整備計画事業の事後評価についてが1つと、コアしおつ地区地区計画についての2つの議題がある。
- ・都市再生整備計画事業の事後評価については、アンケートの様式に沿って意見を書いて頂きますが、この場では、委員の皆様の意見を伺っていききたいと思うのでよろしくお願いしたい。
- ・議事録署名委員については、鷹取偉一委員と渡邊英治委員の2名を、議事録署名人として指名したいと思うがよろしいか。

●異議なく承認された。

1) 都市再生整備計画事業事後評価について

(会長)

- ・視察した3つの施設について、事務局より説明をお願いしたい。

●上野原市都市再生整備計画 事後評価について説明を行った。(事務局 都市計画課駅周辺整備推進担当 山下、玉野総合コンサルタント 平田)

(会長)

- ・長い時間に渡っての内容を説明して頂いた。
- ・事務局の説明に対して、何か質問、意見等あったらお願いしたい。

(委員)

- ・資料が難しく読み取れない部分があるので、資料は事前に準備して頂きたい。また、資料にページが無い部分が有り、説明箇所が分かりづらくなってしまっている。

- ・一般の方は内容が複雑で読み取ることは難しいと思われる。
- ・次に質問として、事後評価シートの様式は国が指定したということだが、評価を根拠づける指標の設定やデータの取り方についても国が指定したものなのか。

(都市計画課駅周辺整備推進担当)

- ・指標については、計画作成時に市で独自に設定したものである。また、データの取り方や調査方法についても、国が具体的に指定したものでは無く、市で設定した指標に対してどのような調査方法等が必要か考察し、市で独自に設定したものとなる。

(委員)

- ・市で行ったアンケートの取り方について、国から指摘や問題は無いのか。

(都市計画課駅周辺整備推進担当)

- ・特に指摘や問題は無い。

(委員)

- ・島田地区の事後評価シートの中の指標の中に安心度とある。この安心度は道路整備を中心に市としては整備を行った結果、安全性や利便性が向上したかということだと思うが、このアンケートについては、交通関係者しかデータを取っていないようである。色々事情があるかと思うが、本当は駅利用者にも無作為でアンケートを取ることも必要だったのではないかと思う。

(都市計画課駅周辺整備推進担当)

- ・アンケートについては、交通事業者、バス及びタクシーの運転手、地域活性化施設を利用された一般の方に対してもアンケートを実施している。

(委員)

- ・現地視察の際に配布されたパンフレットに利用者数や職員数の記載が無かったので、どのくらいの数なのか心配だったが、そのことに対して質問されていた方がいて、回答を聞いた時に数としては多いと感じた。
- ・福祉センターについては、設備は立派であるが利用者数が少なく、普段はどうしているのかなと感じた。
- ・そこで、本町地区の事後評価シートの添付書式の2-①の指標2のデータの取り方については、こども園を利用している保護者にアンケートしたと思うが、利用者は便利だと回答すると思う。しかし、利用していない一般の市民がどう思っているのかということもデータを取らなければいけないと思う。

(委員)

- ・立派な施設である福祉センターが完成して素晴らしいと思う。しかし、完成して9ヶ月であるが利用者は少ないと感じた。福祉センターの場所や完成したことを知らない人も多いと思う。
- ・国の補助金を使って完成させた福祉センターの利用者を多くするための方策が必要だと思う。地域の行事などを福祉センターを利用して行ってもらうなどアピールが必要だと思う。
- ・この事後評価について、施設を利活用するために意見を聞いているのか。それとも、国が事後評価を行う方針を出しているから事後評価を行うのかそこを確認したい。

(事務局)

- ・ご指摘のとおりで、国からの交付金を利用して造った素晴らしい施設があっても施設の利用者の具体的な数値や、運営状況など基本的な数値が無いにも関わらず、事後評価をお願いしますというのは、難しい話だと思う。
- ・資料にある事後評価の調査票が、国指定の調査票なのか、それとも市独自の調査票なのかの確認と、委員の皆様が事後評価が先ほどの説明では難しいと感じてい

るようなので、もう少し詳細な説明をお願いしたい。

(企画課特命地方創生担当)

- ・調査票の様式は、国指定である。
- ・国の補助金を活用するにあたり、都市再生整備計画を作らなければならないということになる。
- ・都市再生整備計画では、計画を作成する中で、このような効果・目標を目指し、施設を整備してまちづくりを進めていくということを設定する必要がある。なお、目標等は、先ほど説明があったように市で設定しているため、国への申請の時点で精査済みとなっている。
- ・事業完了後については、都市再生整備計画で定めた目標が実際に達成できているのかということの評価しなければならない。その評価が今回の事後評価となる。
- ・目標値について、子ども園を例に挙げて説明すると、入所する園児の数が目標値では無く、保護者のこども園に対する満足度が目標値ということとなる。入所数も重要なことではあるが、今回の事業に対して入所数は、目標値として設定していない。

(会長)

- ・今の話をまとめると、行政が目標を設定した各事業について、国の指定する手法で評価が求められて事後評価を行った。今回の都市計画審議会に求められていることは、その事後評価の内容が、適正なのかどうかの認めてもらうということによろしいか。

(企画課特命地方創生担当)

- ・概ねそのとおりである。
- ・もう少し補足を付け加えると、国が定めた様式に乗っ取って、市が自己評価を行い、その原案を作成したので、それに対して市で事業したものを市で評価するというのは、客観性が無いため、第三者の都市計画審議会の委員の皆様にも、市が作成した原案にご意見をいただくのが、今回の主旨である。
- ・また、折角の場合であるので、市のこの事業について、原案に無いものでも、意見を出していただければと思う。

(委員)

- ・目標値を下回った場合、何かペナルティはあるのか。

(企画課特命地方創生担当)

- ・ペナルティはない。しかし、目標に達していないのであれば、その後の取組みを掲げて、フォローアップをしっかりと行い国に提出することになる。

(委員)

- ・評価するにあたって具体的な数値があれば分かりやすいと思う。
- ・具体的な数値が無い中、施設の利用されていない状況を見ても評価を行うことは難しい話だと思う。
- ・この事業で完成した施設の今後の利用に関する方策を考えることが我々の意見だと思う。

(会長)

- ・この委員会の立場として、実際の住民の対応や行動、利用方法などの具体的な要素が無いと評価することは、難しいという評価を出すということによろしいか。

(委員)

- ・そうでは無い。
- ・原案で示されている施設に対する評価値が、適正かどうかということを都市計画審議会に求められているのではないか。
- ・我々が評価点が何点かを定めるわけではないと思う。

(企画課特命地方創生担当)

- ・委員の発言のとおりです。原案にある評価値は既に評価を下したのものになる。
- ・定めた目標については、既にモニタリングを実施していて、結果自体は出ている。その目標や結果がおかしいということになると根本からおかしくなってしまう。
- ・評価を下すための調査や測定方法に対して意見、評価等あれば意見をいただきたい。
- ・それ以外に、今後のまちづくりの課題やその取り組み方の記載があるので、そのことに対しても、方向性が適正なのか皆様の意見をいただきたい。

(委員)

- ・私が最初に質問したことについては承知した。
- ・データの取り方について、施設の利用者は便利だと回答すると思う。しかし、利用していない人は不便だと回答するかもしれない。そのため、施設利用者以外の方にも施設に対しての意見を聞かなければこの施設の価値は分からないと思う。広く意見を聞く必要は無いが、多少はそういう意見も拾う必要はあると思う。
- ・今後の対応方針については、我々の今回の意見を汲んでいただいて、記載の根拠にしたり、新たな確認作業をしていただくことが必要であると思う。

(委員)

- ・島田地区については、目標設定の時に上野原市の長年の課題だった駅の利便性、北口の混雑緩和を改善し、市民は喜んでいと思う。
- ・しかし、以前の北口は駅から出れば、バスやタクシーにすぐ乗れたが、今度はエレベーターを使って遠回りしなければならない。さらにバス代も上がったという事で利用者が以前より減っていると富士急行から伺っている。安全性や利便性が向上する代わりに、一部の部分で不便が生じてしまうことはしょうがないことだと思う。
- ・駅周辺の賑わいについて、玄関口の駅南口整備を契機として施設や広場を活用した賑わいづくりを創出するということがだが、実際には大きな店舗が出来たにも関わらず、賑わいが創出されたとはいえないので、賑わいについては目標を達成していないと思う。これは大きな課題で今後解決していかなければならない問題であるので、事後評価に記載する必要があると思う。
- ・保育所について、県産材や地場の材木を使っていて非常に素晴らしく安心して子どもを預けられる施設だと評価をしている。
- ・福祉センターの周辺状況について、足腰が悪い高齢者の方にとっては、ここまでの坂道が非常に大変である。また、交通量が多い道路であるが途中まで道が狭く歩行者にとって怖い印象を与えているので、今後の大きな課題である。
- ・福祉センターの目標の達成度や評価が低いということについて、利用者にとっては、使いやすく非常に便利な施設であると感じているので、駅前と同じように利用方策や利便性などが市民に示されていないことが今後の課題で、施設の利用についてPRすることが大切であるため、今後はそういった方策を進めてほしい。

(会長)

- ・現地視察を行った3つの各施設について、今後の利用状況について追跡調査をして対応施策を考えるべきだなどの意見を各シートに記入して頂ければ良いと思う。

(委員)

- ・先に出た意見のとおりで特にありません。

(委員)

- ・目標値に対する説明があまり無かったことが問題だと思う。保育所を例に挙げると、上野原市では待機児童の問題があり、施設を作ることにより収容できる人数を増やすということが目標であれば、利用率が指標になってくるが、上野原市で

は、分散していた利用者を一つに集約したということなので、アクセスの利便性が指標になったというような説明が必要だったと思う。

- ・今までに出された意見でこの委員会では、事前に設定されてた目標について、数値等の是非を議論することが理解できたと思う。他の委員の意見のとおり、今後の施設の持続の方法や、利便性向上に関する意見をこの委員会で出すことが大事である。
- ・賑わいという点では、資料に定量的には表現できない定性的な効果発現状況ということで達成できたと書いてあるが、今後の課題として、賑わいを創出するような取り組みをしていくことが大事ということを書かなければならないと思う。
- ・駅前広場に関しては、上野原市の玄関、顔である。交通状況は確かに良くなったと思うが、景観については、地区計画があるが、色彩に関しての内容は、しっかりした内容になっていないと思う。
- ・駅前にある店舗では、色彩を抑えてある店舗もあったり、企業カラーをそのまま使用している店舗もある。また、屋外広告物についても煩雑な状況で、景観づくりというところでは、まだまだ不十分であることが課題であると思う。
- ・福祉施設の利用率について、およそ8,000人ということだが、前の施設が無かったため、事前事後の評価ができないからこのような指標を設定していると思うが、今後の利用率やサービスの質を上げるために、利用者へのアンケート調査を継続的に行うなど前向きな話を記載する必要があると思う。

(会長)

- ・この議題に関しては、施設の利用率や利用状況、今後の利用方法について、にもっと充実した施策を考えて欲しいという意見が主だったかと思う。
- ・1月末までに事後評価シートに各自の意見を記入したものを事務局まで送ってほしい。提出されたシートの意見をまとめて、今後の市の施策の参考にする。
- ・次にコモアしおつの地区計画の議題へ進みたいと思う。説明を事務局からお願いしたい。

- 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の改正について説明を行った。
(事務局)

(会長)

- ・説明ありがとうございました。
- ・現行の都市計画の制度の一つに地区計画という制度がある。その対象区域については、建築基準法や都市計画法で通常言われている制限より厳しい建築行為等に関する制限を設けることができる。
- ・従来、コモアしおつの場合は、地区計画と建築協定で規制を設けまちづくりを行ってきた。しかし、この地区計画と建築協定は罰則規定が無いこと、さらに、建築協定については一部失効があった。
- ・このような経過より、規制を設けたまちづくりに不安を覚えた地元からきめ細かい地区計画制度にしたいということで、罰則規定のある現行の市の条例の建築制限条例に、コモアしおつの地区計画も取り込んで欲しいとの要望があった。
- ・このことについて、委員の皆様の意見を伺いたい。

(委員)

- ・住民が率先して自らの地区に開発等に関する厳しい規制を設けようとするのは、珍しいことであるが非常に良いことだと思う。
- ・このような場合、地区の環境を良くしようという住民の意見と、開発の規制を緩やかにして欲しいという住民の意見が交錯すると思うが、どういう経緯で住民か

ら要望が上がってきて、住民の合意形成の状況はどんな様子であるのか、また、従来の建築協定から、地区計画へ移行の際に規制内容が全く同じでは無く少し強化している部分があるか、その点を確認したい。

(事務局)

- ・美しい街並みを守っていくという思いから、コモアしおつ団地管理組合から地区計画の規制内容を建築制限条例に付け加えてほしいという要望があった。
- ・本来であれば、地区計画の規制内容に無い色や形態、意匠という部分についても建築制限条例に付け加えて欲しいという要望もあった。
- ・建築協定については、平成3年にコモアしおつが出来た時から制定されていて、制定後、10年経過した段階では、その後10年継続するというルールになっていた。そのため、その後も自動更新されていくと勘違いしていた部分があり、県との協議や、他自治体の事例等を調査していく中で、自動更新されていないことが判明し、建築協定の制定後20年以上経過しているものは失効していることも発覚した。また、建築協定はコモアしおつには複数あり、それが順次失効している状態である。
- ・コモアしおつ団地管理組合では、平成27年の時に建築協約といった独自のルールを作りまちづくりを行っている。しかし、コモアしおつ団地管理組合の中では、違反等の指導する際に何かあった時に対処できない心配があるので、地区計画で規制されている部分については、罰則規定のある建築制限条例で規制してほしいという要望があった。
- ・住民意識の向上について、コモアしおつ団地管理組合の理事会や総会の中で住民へ説明を行うという話は伺っている。また、今回の件で建築協約の規制についても、住民が遵守して行ってほしいという思いもあって、市に相談があったという状況である。
- ・合意形成の状況については、コモアしおつ団地管理組合が理事会や総会を開催し、今回の件について、コモアしおつ地区の住民意向を確認する場を設け、組合の総会の議決を経て市に要望を上げている状況なので、地区の合意形成は図られていると考えている。

(会長)

- ・基本的な合意形成はできているが、それに伴う反対意見等があるかもしれないので、市で説明会等の開催してほしいということか。

(事務局)

- ・今回の件について、市で説明会等の開催はしない。
- ・合意形成については、コモアしおつ団地管理組合で行った上で、市に要望があがっている状況である。
- ・住民の説明については、要望書にある要望2の建築物の高さの制限を変更する際に地区計画の変更を伴うので、その時には市で住民説明会などを開催し、住民への説明を行う必要があると考えている。

(会長)

- ・住民全員が賛成しているわけではないが、コモアしおつ団地管理組合が理事会や総会などの手続きを経て要望を上げているので、市としては、住民の合意形成は図られていると考えているということのようである。
- ・都市計画審議会では、コモアしおつ団地管理組合の要望1のとおり、建築制限条例にコモアしおつ地区地区計画の内容を取り込むことに異論はないということである。

(委員)

- ・1点確認したい。コモアしおつの住民の方は、この規制の内容で良いと言っているのか。

(事務局)

- ・建築制限条例の改正案の資料にある赤字の別表については、既に規制をかけてまちづくりをしているコモアしおつ地区地区計画の規制の内容をそのまま取り入れている。
- ・地区計画では罰則規定が無いため、罰則規定のある建築制限条例にコモアしおつ地区地区計画も取り入れてほしいという要望が、コモアしおつ団地管理組合からあがってきている状況である。
- ・なお、別表の赤字で記載してる規制が全て罰則規定で担保されているわけではない。罰則規定が適用されるのは、「建築物の用途」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」である。

(委員)

- ・販売事業者が保有している土地もあるかと思うが、事業者との協議は必要ないのか。

(事務局)

- ・コモアしおつの中でそのような事業者は2社ある。その事業者とコモアしおつ団地管理組合でこの件について協議を行っている状況である。
- ・また、土地を購入し新築される方や、中古住宅を購入される方に、建築協約や地区計画などのまちづくりのルールについては、コモアしおつ団地管理組合から説明を行っている状況である。

(委員)

- ・事業者とのトラブルはないということか。

(事務局)

- ・現行、トラブルはない。

(委員)

- ・現行、地区計画があるが、あらためて、コモアしおつ地区地区計画を建築制限条例の中に入れてほしいということであると思うが、要望書にある要望2は、どういうことなのか。

(事務局)

- ・今回の都市計画審議会に諮っている内容は、要望書の要望1の内容のみである。
- ・要望2については、高さ制限の規制を強化してほしいという要望であり、地区計画の変更を伴う案件である。地区計画の変更は、都市計画の変更となるので、現地調査や県との協議などが必要となり、変更するには長い期間を要することとなる。
- ・要望2については、今回の審議事項外である。

(委員)

- ・条例改正案の資料にある別表の黒字は、現行の条例に記載してある部分だと思うが、今回、条例を改正して取り入れる赤字の部分と表記の仕方が違うように感じる。
- ・例えば、壁面後退であれば、コモアしおつでは1mだが、その他は2mだとかそのような制限の記載について整合性はとらなくて良いのか。

(事務局)

- ・条例改正案の資料にある別表の赤字の部分については、既にあるコモアしおつ地区地区計画の内容を記載している。
- ・規制の内容を変更することは、地区計画の変更に該当するため、コモアしおつ団

地管理組合にも、規制の内容を変更できないということは説明している。

- ・ コモアしおつ地区地区計画とその他の地区計画が制定された年度も全く異なるため、細かい文言の表記も異なっている箇所がある。
- ・ 文言の表記を変更することも都市計画の変更となってしまう可能性があることを考慮して、地区計画に記載されている文言の表記のまま記載した。

(委員)

- ・ 建築協定と地区計画で規制の内容が違う箇所があるかと思うが、用途規制と高さ制限を細かく分けたということか。

(事務局)

- ・ 建築協定と地区計画の規制で内容は違う箇所はある。
- ・ 用途規制や高さ制限も現行のままであり、今回制限を細かく分けたということではない。

(委員)

- ・ 確認であるが、条例改正案の資料にある別表の赤字の部分が、コモアしおつ団地管理組合が作った建築協約の内容で建築協約の内容を条例化してほしいということか。

(事務局)

- ・ そうではない。
- ・ 建築協約とは、失効してしまった建築協定の代わりに作ったもので、コモアしおつ団地管理組合が独自に作ったルールである。なお、地区計画は市が定めたものとなる。

(委員)

- ・ 要望書に組合員の4分の3による特別決議で承認を得ることができているから条例化してほしいということだと思ったが、建築協約の内容を条例化することではないということが良いか。

(事務局)

- ・ そのとおりである。

(委員)

- ・ 建築協約と地区計画の内容は同じであるか。

(事務局)

- ・ 建築協約と地区計画の内容は異なる。
- ・ 建築協約の方がより厳しい規制となっている。

(会長)

- ・ コモアしおつ団地管理組合の要望の件については、都市計画審議会では問題ないということによろしいか。
- ・ 今後については、議会で審議され条例を改正していくことになると思うが、事務局には手続き等をよろしくお願ひしたい。
- ・ 本日の都市計画審議会について、スムーズな議事の進行に委員の皆様にご協力いただき感謝申し上げます。
- ・ 本日の議事に関して以上なので、次の進行を事務局にお願ひしたい。

5. その他

(事務局 都市計画課長)

- ・ 委員の皆様、長い時間お疲れ様でした。
- ・ 今後の都市計画審議会の予定を事務局から説明させていただく。

○今後の予定について

(事務局)

- ・都市再生整備計画事業事後評価について、委員の皆様には期日までのアンケートのご協力をお願いしたい。
- ・次回の都市計画審議会では、そのアンケートの内容について、委員の皆様を確認及び意見をいただく予定である。
- ・次回の都市計画審議会の予定は平成31年3月1日の午前10時からを予定している。午前中の早い時間で申し訳ないが皆様に日程調整していただき、参集をお願いしたい。
- ・資料については、アンケートの内容を取りまとめた上で事前に委員の皆様に配布する。

6. おわりのことば

(飯島会長職務代理)

- ・本日は、お忙しい中、長時間審議して頂き、お礼申しあげる。
- ・以上で本日の都市計画審議会を閉会させていただく。

(事務局 都市計画課長)

- ・委員の皆様、ありがとうございました。
- ・以上をもって散会とさせて頂く。
- ・ご協力、感謝申し上げます。

(以上)